

企業への農地リース制度（特定法人貸付事業）のしくみ

1 参入相談・参入事業計画書の提出



対象：特定法人（農業生産法人以外の法人）
農業担当役員1人以上
窓口：農業支援センター

2 審査



市、農業委員会、JAいずもなどからなる審査会で、生産・販売計画などの参入事業計画書を審査

3 市と協定を締結し、農地を借入



協定後、市は農地所有者から農地を借入れ、企業へ貸付手続きを行う

企業の農業参入を支援します

企業の農業参入には、農地リース制度による直接参入のほか、農業生産法人を設立するなど、いくつかの方法があります。

市や県では、下記のとおり、情報提供や参入時の設備投資などへの支援を行っています。まずは、気軽に相談してください。

情報提供活動

- 相談、研修会の開催など
- 参入前
- 販路調査、試作研究、技術習得などへの支援
- 参入時
- 機械、施設整備、運転資金への支援
- 参入後
- 共済制度、融資制度など

.....
農地リース制度や農業参入についてのおたずねは/
農業支援センター
(TEL 21-6601)

事業実施区域	市内全域の農用地
農地貸借期間	5年以上10年以下とし、期間更新可。永年性作物および施設栽培を行う場合は、5年以上15年以下。
賃借料	参入企業と農地所有者が、農業委員会が定めている標準小作料の額などを考慮し、農地の生産条件などを勘案して決定
参入企業に対する市の考え方（審査会の判断基準）	原則として市内に本社・本店を置く企業であること 生産品目などにおいて、地域と連携し、地域農業の発展に資すると見込まれる企業であること 事業計画が適正で事業収益が見込み、事業が継続的かつ安定的に営まれると見込まれる企業であること

4月から農地リース制度を開始します
市では、企業の農業参入を積極的に進めるため、4月から農地リース制度（特定法人貸付事業）を開始します。この制度は、市が農地所有者から借り入れた農地を、市と協定を締結した特定法人（農業生産法人以外の法人）に貸し付けるものです。詳しくは上表のとおり。

企業の農業参入状況は？
公共事業の減少などを背景に、建設業者などが農業へ参入する事例が全国的に増えています。また、消費者の食品へのニーズの多様化や安全・安心志向の高まりなどを受けて、飲食店が自分の店で使う有機野菜を自ら栽培するなど、食品関係業者が進出する事例もあります。市では、今年度、これまでに企業からの参入相談が10件以上あり、3社が参入を果たしました。現在、市内で農業に参入している企業は9社（うち7社は農業生産法人）です。今後も、農地リース制度の活用などによって参入企業を増加させたいと考えています。企業の活力により遊休農地の有効利用が図れるほか、これまでの企業経験が農業分野に生かされることにより、出雲市の農業がさらに魅力あふれるものになることを期待しています。

市では、農業の振興と地域経済の活性化を目指して、企業の農業参入を積極的に進めています。

4月からは、市が企業へ農地を貸し出す農地リース制度を開始しますので、お知らせします。

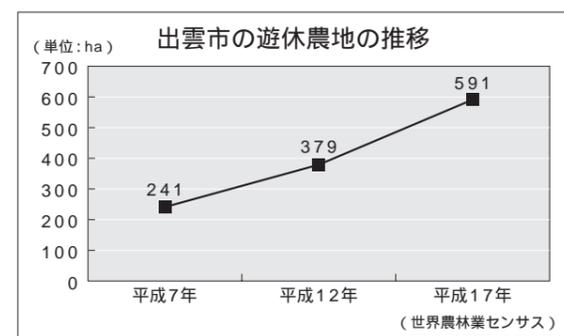


4月からの農地リース制度の開始に先立って企業への農地リース制度研修会を開催。42社の参加があり、企業の農業参入への関心の高さがうかがえます（2月15日 出雲合同庁舎）

出雲市での企業の農業参入について検討
このような状況の中、農業

増えている遊休農地
全国的に農業者の高齢化、後継者不足に加え、農業構造改革を促す国の取り組みなどにより、兼業農家などの農業離れが進んでいます。市内でも農地の貸し出しを希望する農家が増加する一方で、借り受ける農家が減少し、遊休農地が増え続けています（右下グラフ）。平成17年の遊休農地は591ヘクタールで、10年前に比べて倍以上に増えていることがわかります。今後も農地の荒廃が急速に広がる懸念が、新たな担い手の育成が急務となっています。

経営基盤強化促進法が昨年6月に改正され、一般企業の農業への直接参入がしやすくなりました。これを受けて、市では、農業委員会、JAいずも、建設業協会などからなる「農業ビジネス参入検討会議」（座長：西尾理弘、14人）を昨年9月21日に設置。出雲市で一般企業の農業参入を進めていくべきかを検討しました。その結果、昨年12月に「農地の荒廃に歯止めをかけるため、一般企業の農業への直接参入を積極的に進めるべき」との方針がまとまりました。



4月から企業への農地リース制度を開始 企業活力で遊休農地を有効利用